

エリザベス朝の性格について

— 一つの素描 —

植 村 雅 彦

【要約】 エリザベス朝の課題は、平凡な規定の仕方であるけれども、結局のところ「國家統一の完成」にあった。その國家統一は、君主を結合の中核におき、君主と拮抗する權威・権力の存在を容認しないと同時に、君主をして國民生活の一切を指導する家長的責任をとりしめるという型のものであった。しかし一五八〇年代以降、「ネイション」のテューダー的結束は、外庄、經濟的危機、その他の影響を受けて、安定を保持しがなくなる。憲政史上における動搖は、それを示すものにはかならない。そして女王とその側近は、新事態に対応できるだけのアイデアを持ち合わせず、一切を次代の君主に委ねて、歴史の舞台から退場して行く。

史林 五〇卷一号 一九六六年一月

—

およそ歴史学の研究においては、分析の操作と総合の操作とが、繰り返して、不断に、行なわれねばならないであろう。すなわち一人の歴史家が、ある一つの歴史的事象、または一つの時代について、研究を深めようとする場合、ある段階では総合的把握、また全体的叙述というのを全く断念して、一定の歴史的状况をつくり上げるに至ったさまざまな要素を個個別別に切り離すという操作が必要である。特にその歴史家が、既成の通俗的見解に満足

できず、自分で何らかの新しい見解をうち出そうとする場合には、そうである。しかしどのような歴史家にとっても、このような分析的操作をもって、万事が終つたとされるのではない。分析のつぎには、そこから得られた諸要素を、改めて接合してみても、新しい、従来よりも一層首尾一貫した全体をつくりあげることが大切なのである。「科学としての歴史学」という呼声が高まって以來、このように新しい全体を構成する総合的操作がやや軽視されてきたのではなからうか。イギリスの各時代についても、そういうことが、たしかに言える。以下の試論は、イギリス史上比較

的重要なエポックとされるエリザベスの治世について、及ばずながら、一応の整理として、その全体的性格を提示することを旨としている。

エリザベス一世が即位の儀式を挙行したのは、一五五九年一月十五日であったけれども、この一時点を契機として、決して新しい時代が開かれたというわけではない。また女王の生涯は一六〇三年三月二四日に、「真赤に輝く太陽が、ついに西の方の雲のなかに沈む」(J. E. Neale, *Eliz. I*, p. 380) ように、静かに終り、スコットランドを治めていたステュアート家のジェームズ六世が、イングランドの王位を継承することとなる。しかしこの一時点を境として、新しい歴史がはじまったというものでもない。さらに四四年四カ月にわたる女王の長い治世を、はじめから終りまで何の変化もない一貫したものと、統一的に把握することも、また不可能である。一般的に見て、王朝の変動、あるいは君主の交替をもって、時代区分の目安となすことが誤りであるとの意見は、当然のことながら、なかなか有力である。ネーミア教授の研究が発表されて以来、ジョージ三世の即位の年である一七六〇年は、今やあまり大した意味をもたないものとされてきている。またわれわれの対象とするテューダー時代についても、G・R・エルトンは、主として行政史の観点から、一四八五年ではなしに、

ローマ教会との断絶がはじまる一五三〇年代に、新時代の開始 (the opening of a new age) を認めたのである。同じような論法からすれば、一六〇三年というエリザベスの死去の年は、なるほどヴァージン女王の長い治世、しかも光榮ある治世の終りであるにしても、長期議会の召集される、従って市民革命の発端となる一六四〇年に比べてみて、どれだけの意味があるうか、いかなる歴史家にとっても、おのずと明らかであろう。

ロンドン大学を構成するきわめて有力なコリッジの一つであるニューヴァーシティ・コリッジ・ロンドンで「近世史」を担当するJ・ハーストフィールド教授は、上述のエルトン博士の編集した史料集《The Tudor Constitution》を評した文章の中で次のように言う。すなわち、一四八五年にはじまり一六〇三年に終る約一二〇年ほどの期間——それはちょうどテューダー朝がイギリスを統治した期間と一致する——を一つの時代とみなすことには無理がある、と。そして一四八五年ではなくして、一五三〇年代に新時代の開始を措定したエルトンの立場を押し進めて行けば、一五八〇年代に一つの線を引くべきではなからうか、と設問する。すなわち彼は、一五八〇年代を境界線として、本を前、後編の二冊に分けるほうがよいとの意見である。前編はテューダー・システムが確立 (established) されてゆく期間、後編はテューダー・

システムが衰退 (Decline) してゆく期間なのである。従って一五九九年に即位式をあげたエリザベス女王は、別段新しい事柄をはじめたわけではなく、むしろ父王ヘンリー八世の——あるいは祖父のヘンリー七世にはじまる——政策を継承して、これを完成の段階にもたらずこととなる。女王自身は、かかるテューダー的統治方式を最善のものと信じ、その改変を考へることはなかった。しかし、イングランドの内部情勢、またイングランドがおかれた国際的地位は、このような統治方式の存続を許さなくする。すなわち、イングランドの歴史的現実とテューダー的統治方式との間の乗離が次第に大きくなって行く。ここにハーストフィールドの言うテューダー・システムの衰退が考えられるわけである。そしてその時期がおおよそ一五八〇年代とされる。たしかにこの考え方は、王朝中心の時代区分よりも、歴史の本質に即した学問的考へ方と言えるであろう。多少のニュアンスはちがっても、ハーストフィールドの師に当るサー・ジョン・ニールもやはり同じような見方をとっている。すなわち一五八〇年代以降に、六〇年代、七〇年代とは異った性格を認めているようである。従ってバラ戦争の終結以後、市民革命が勃発するまでの長い期間のなかに、小さな時代区分を設けるとすれば、その一つはエルトンに従って一五三〇年代に、他の一つはニールやハーストフィールドに従って

一五八〇年代に、境界線を引くことが妥当であろう。筆者も基本的には、このような見解を前提としながら、エリザベス朝の性格をとらえてみることにしたい。無論あくまでも一つの試論としての域にとどまるものである。

筆者の見解を構成するのに役立つ主要な参考文献としては、J. Hurstfield, *Elizabeth I and the Unity of England* (London, 1960); do., *Liberty and Authority under Elizabeth I* (London, 1960); J. E. Neale, *Elizabeth I and her Parliament*, 2 vols. (London, 1953 and 1957.) などをあげておく。

二

テューダー朝の諸君主が自己に与えた課題、また国民の各層が彼らに期待していたものは、「イングランドの統一」(the unity of England) ということであった。テューダー朝は、一五世紀の内乱を克服することにおいて成立した。従って、国家内のもろもろの対立を解消し、君主を中心とする結束を計る所に、この王朝の至上的使命がおかれたのである。しかもヘンリー七世からヘンリー八世へと国家統一 (the national unity) の道を比較的順調に進んできたイングランドは、八世の死後、必ずしも満足すべき状態におかれていなかった。否、分裂の危機が、再び増大してき

たといつてもよい。イングランドの教会がローマ教皇の支配下から独立して、国王至上権の下にこの国独特の「イングランド国教会」をうち立てたことは、国家統一の観点から見ても、たしかによろこぶべき事態である。大局的に見れば、この方向が、イギリスを、他国に見るような宗教的動乱から救済したと言えるであろう。

しかし一時的には、イギリスもまた、一六世紀のヨーロッパをおおう激烈な宗教的対立のさなかにあつて、左から右へ、右から左へと動揺し、前進と後退の繰り返しを余儀なくされた。その事実を少しくたどるならば、一五四〇年代のヘンリー八世は、自己の開始した宗教改革が行き過ぎになることを恐れて、手綱をひきしめ、保守的態度をとらざるを得なかつた。ヘンリーの後継者であるエドワード六世は、プロテスタントの急進派と結び、イギリスの教会を大陸の進歩した教会にいちじるしく接近させた。しかし、エドワードが信頼したプロテスタントの急進派というのは、当時のイギリスでは、マイノリティであり、王の積極的な改革は当然、保守的分子の抵抗を受けざるを得なかつた。エドワードの治世は短期間で終つたが、次に即位した姉のメアリーは母后キャザリンの信仰を継いで、熱心なカトリックであり、その結果、イギリスの公的信仰は、にわかにローマ教皇の下に復帰した。そしてスペインと同盟してフランスと争い、イギリスの大陸における最後の

拠点カレーを喪失したのである。当時のイギリス国民の大多数がすでにローマ教会を頭首とするカトリック的信仰から離脱しており、しかも勢力のある階層はヘンリーの宗教改革によって生じた利益の主たる取得者であつたことを思うならば、メアリーのカトリシズム強制は、国内対立を深刻化するものであつたと言わねばならない。以上の経過から見ても、ヘンリー八世が宗教改革の幕を切つて落したことは、全欧的な宗教的運動の影響を受けて、イギリス国内でも、国王による宗教政策のはげしい有為転変、またそれにともなう国内対立の激化を招来したと考えられるであろう。

国内の分裂は、必ずや大陸における強国の勢力のイギリス侵透を許すことになるであろう。ことにメアリーの治世では、スペイン勢力の強圧が実際に感ぜられていたのである。ちょうど成長期にあつたエリザベスは、この危機的事態を、目のあたりにし、その恐ろしさを十分に柔軟な頭脳にたたきこむことができた。そしてナショナル・ユニティこそ、他の何ものにもまさつて優先されるべきものなることを確信するに至つたのである。彼女の在位四四年間余を指導した基本的方針は、このころすでに定まつたと考えられるであろう。エリザベスの統治を正しく理解するためには、このことがまず前提とされねばならないのである。さらに国民の大多数が、ハットフィールドで目立つことなき従順な日を送る

メアリーの妹に対して期待した所も、この國家統一であった。當時はやはり強力な統治が求められていた。しかしそれは何のためであるか。国内の対立を抑えて、あらゆる矛盾・相剋の和解を計り、イギリスを内乱から救うためである。君主は自己に与えられた権威と権力とによって、その課題を果さねばならない。力強い國王であったヘンリーと新興の庶民層出身の女性との間に生れた娘には、かかる期待を寄せても徒勞に終らないであらう。ある詩人はこの氣持を次のようにうたった。「余の名は *Merrie England* なり、*Sweet Bessie* よ、一刻もためらふことなく来りて、汝の手を余に与えよ」と。エリザベスが自己の使命と感ずる所と、國民が寄せる期待とは、完全に一致したと見なければならぬ。

エリザベス朝における「ナショナル・ユニティ」の内容が、具体的に見ていかなるものであつたかを次に考察してみよう。上述した所から容易に察せられるように、國家の頂点には女王が位置している。女王を頂上にいただいて、ピラミッド型の國民的な堅い結束ができ上がり、女王がこれを率いてゆく。女王は諸身分を一つに合わすための「人格」である。このために女王は、他のもろもろの人格から超越した存在でなければならぬ。すなわち女王の人格は、他のいかなる人びとも及ばないほどの高所に位置する。エリザベスは、王權神授説をあからさまに表明しなかつ

た。しかし実際には、神性を自らがそなえているかのようにふるまつたことも、しばしば認められる。そして國民は、このような女王に対して、絶対的な服従と忠誠とを要求された。イギリス国内に、女王以外の権威の中心、権力の中心があつてはならない。國家統御の手綱は、女王に握られ、あらゆる指令は、女王をその源とする。なるほどイギリスでは、他の諸國とは異つて、絶対主義時代においても、議會が存続した。しかし君主及びその顧問官たちから独立したイニシアティブを、議會に帰することはできない。議會は、國民の要求する所を最上部に伝えるために、また最上部の決定した政策に國民的な同意を形のうえだけでも与えるために、存在したのである。一般的に見て、このような有用性のみが、議會の存続を決定したと言るのである。従つて議會の召集は、決して頻繁でなかつた。エリザベスの全治世四四年四カ月を通じて、一〇の議會と一三の会期があるに過ぎず、議會が開かれていた期間は、總計一四〇週にも達しない。女王の議會に対する態度は、少なからず高圧的であつた。たとえば一五九三年に、言論の自由(議會における)に関して庶民院に与えた勧告は、すこぶる印象的である。そこでは、ロード・キーパーの演説を通じて、女王の意向が次のように伝えられた。(1)女王が議會に許した言論の自由の特権には、おのずから限界があり、何人といえども自分の発

言を「忠誠と然るべき思慮の範圍内に」とどめるべきこと、その逆の場合には誰でも処罰されるべきこと。(2)庶民院の眞の自由とは、あらゆる事柄について自分の好むがままに語ることもなければ、また「彼らのほしいままなる頭腦に、きわめて適切と考えられるように、宗教の形や政治のありかたを決めることではない」ということ。この発言の内容のなかには、女王が政治の中心にあり、議會は補足的役割を演ずるに過ぎないという信念が、はっきりと表明されているではないか。しかもこのような考え方が女王単独の、もしくは宮廷だけでの独りよがりのものでなく、議會の大多数をも制することになっていたのでなかるうかと思われる。ウェントワース兄弟の企図が失敗に終わったことは、そのよき証拠である。彼らの目ざす所は明らかに、議會の権限が女王の拘束下から一層独立して、その立場が強化されることであった。

エリザベスの腦中に存する、あるべき姿の國家とは、以上のようなものであった。かかる國家では、女王及び女王を輔佐する小さなサークルに、國家を率いていくための絶大な責任が負わされる。人体にたとえるならば、それは頭腦に等しい役割を果すのである。頭腦は、國家という大きな有機体の肉体的・精神的健康に絶えず留意し、またその安定を計らねばならない。もっとも重要な事柄は、外敵の攻撃に対して、自國を守ることである。そのた

めにまた、内部的分裂の發生を阻止し、内部的平和を確立しなければならぬ。エリザベスの治世に發布された法令を見ると、そのうちには、國民生活の細部までも規制しようとの意図をもったものが、少なからず見出される。その代表となるべきものを、次にいくつか掲げてみよう。

(1) 治世第一年(一五五九年)發布の法令、第二章。すでに成立した國教会の日曜^{日曜日}出行に出席することを拒否したものは誰でも、一週一シリングの料金をもって罰せられる。

(2) 治世第二年(一五八一年)發布の法令、第一章。上述の料金を五ポンドまで増額した。(貨幣価値の下落ということも考えられるが、より多くは宗教上の統一政策が一層きびしくなったことに由来する。)

(3) 治世第二七年(一五八五年)發布の法令、第二章。女王の治世がはじまってからあとで任命されたカトリック派の僧侶は、本議會の終了後四〇日を越えて本王国にとどまるならば、反逆罪を適用される。またかかる僧侶を迎え入れたり、援助したり、扶養したりする者は、重罪^{重罪}犯人とみなされ、死罪に処せられ、財産は没収される。

(4) 治世第五年(一五六三年)發布の法令、第四章。かなり規模の大きい労働規制が定められた。(有名な「徒弟法」のこ

とである。

(5) 治世第五年(一五六三年) 発布の法令、第五章。造船業を支援する目的をもって、従来からの規定にあった金曜日及び土曜日に加えて、水曜日にも肉類を食することを差し控えるように、各人に要求した。(無論その日には、魚類を摂るように勧められているわけである。) ただし医師その他の証明書が提出される際には、その限りでない。

(6) 治世第一三年(一五七一年) 発布の法令、第十九章。六歳以上の人が、日曜日と休日に、毛織りの帽子をかぶるよう要求した。この規定にそむいた者の科料は、一日につき三シリング四ペンスと記されている。本法の意図する所は明らかに、繊維工業における失業を救済することにあつた。さらに、織維工業における失業を救済することにあつた。

以上六個の法令のうち、(1)、(2)、(3)は、国民の信仰生活に対する統制であり、良心の自由の拘束である。(4)は政府の統一的労働政策を示したものであるが、一五六三年から今日に至るまで、イギリスの平時において、これに匹敵するものは見出されないと言われる。(5)と(6)は、国民の衣食についての規制である。しかも(5)の法令のように、一週間中の数日を指定して、肉食を禁止するという命令は、第二次大戦の間の暗黒をきわめた日日においても、考え出されなかつたと言われる。さらに付言すれば、一六世紀の

終りごろに至って、軍備充実の必要上、爆薬のための原料として硝石が大いに求められてくると、専売特許権の所有者が、硝石採掘の目的をもって個人の私宅に入りこむことを求めても、違法とされないという規定が出てきた。すなわち今や、国民の住生活も、万全を保障されたものとは言えなくなってきたのである。

このようなわけでエリザベスのとつた政策は、国民生活の各方面に対する、かなり露骨な干渉を意味している。国民一人一人の私生活の自由が、大幅な縮小を受けたと見なければならぬ。衣食住の自由も、良心の自由も、法令の発するところ、その範囲が大いに狭まめられたのである。しかし言うまでもなく、立法とそれの実施とは別問題である。女王政府の所有する実地的な力が、その意志に対応できるほど充実したものであつたかどうかは、疑わしい。歴史的事実は、法令の施行がたしかに困難であつたことを示している。にもかかわらず、そういう意志があつたということは、事の成否にかかわらず重要である。何となれば、そこにテューダー的統治の本質がうかがわれるからである。上述の諸法令が示す所は、女王政府のタイラント的傾向を物語るものですらある。しかしそうまでして、国民生活のすみずみにまで政府の統制をゆきわたらせようとした意志は、女王及びその側近が、国家の内部で家父長的責任をとろうとする所から出てきている。一六世紀の思

思想家が繰り返し述べたのは、「コモンウェルス」の観念である。それは「コミュニニティ」の「福祉」(wellfare)を意味し、より布延して言えば、国家全体、また社会全体の幸福を意味している。かかる「コモンウェルス」の実現を計ることが、為政者の責任であった。絶対的君主のもとで、国民の自由が制限されたことは、事実である。しかしそれは、全体の福祉を実現するという立場にあって、国民の社会生活、経済生活、精神生活を指導するうえから、なされているのである。君主が家父長的責任をとるためには、当然に、そのような指導性が發揮されねばならない。無論それは、君主の強大な権威と権力とを背後にもった所の指導である。しかしこの場合、権威の誇示、権力の行使は、君主一人の私利私欲のために行われるのではない。言うまでもなく、「コモンウェルス」の実現が、至上目的と考えられている。すなわちこのように見れば、エリザベスの政治は、少くともその本来の意図において、「Government for the people」であったと言わねばならない。そのような政治、またこれによって現実化された「コモンウェルス」を基礎として、本当の意味の「ナショナル・ユニティ」が成り立つと考えられている。テューダー的統治の本質は実に、このように理解されてしかるべきものであろう。

しかしここで、エリザベスの宗教政策について、少しく補足的

説明を加えねばならない。治世のはじめに当って、「至上令」と「統一令」を制定し、父王の創立した「イングランド国教会」を復興した。また一五六三年には、有名な『三九ヶ条』をもって、国教会の教儀を確定した。そして国民の誰もが国教会の信者たるべきことを、国法によって強制したことは、前掲の法令(1)、(2)、(3)から察して、明らかである。しかしその実情は、峻厳な「宗教裁判」のもとでカトリック的統一が進行していたスペインと比較してみて、いかなるものであったであろうか。女王があるとき、スペイン大使に向って語ったと伝えられることばが残されている。「たとえスペインの異端が彼ら自身の道を進んで悪魔のもとにもむこうとも、そのことが貴国の陛下(フィリップ二世)に何の關係があろうか。」(quoted from Liberty, & Authority, p. 12)このことばを、フィリップ二世の次に示すような、ある日の述懐と比べてみるならば、両者の態度の相違は、おのずから明らかである。「朕は、良心の自由に同意するぐらいならば、むしろ朕の全王国を失なうであろう。」(Op. cit., p. 13)無論、このことばを顔面通りに受けとることは、危険である。フィリップ二世とても、宗教第一主義でいかなる場合でも動いたというわけではない。その広大な所領を維持するための政治的考慮が、不断に払われていなければならなかった。しかし少なくとも、上に紹介

したような所信を貫くために、オランダの国民を支配下から失ったことはたしかである。

一般的にながめてみて、一六世紀の宗教改革は、西欧の各国で、信仰の自由を決して保証しなかった。むしろアウグスブルクの宗教和議で、はっきりした形をとって表明された、*“cuius regio eius religio”* の原則は、各国の君主に、また政府に、国民一人一人の信仰を指令できる権利を与えたと見るべきである。同時にまたそれは、信仰取締り、異端迫害の合法性をすら認めたものと言えるであろう。「彼の領域では、彼の宗教」の原則を、いま君主の立場から翻訳すれば、「貴下は貴下の異端を抑えよ、余は余の異端を害するであろう」ということになりかねない。従って周知のように、一六世紀は宗教的争乱のはなはだしい時代となった。何となれば、個人の信仰を君主の欲する方向に強制することは、決して容易でなく、力をもって無理矢理にこれを行なおうとすれば、かならず異端もまた力をもってこれに対抗しようとしたからである。すなわち宗教的統一を実現しようとして、かえって國家統一をくずすという結果を招く。一六世紀の西欧諸国では、このような実例が数多く見られた。フランスでも、ドイツでも、そうである。そしてイギリスにおいても、一六世紀のなかばごろには、たしかにこのような危険が見受けられたのである。エドワード六

世も、メアリーも、信仰第一の、言うならば神学的な国王であり、女王であった。神学者の狭量な、独善的で、かつ大局を逸した考え方が、宮廷をも支配した。そこに大陸の諸国に見られたのと同じような異端迫害が、猛威をふるうこととなり、イギリスの國家統一もまた危険にさらされた。エリザベスが即位前に親しく体験した祖国イギリスのこのような危機、またドイツやフランスの宗教的争乱が、女王の宗教政策に決定的な影響を与えたであろうことは、容易に想像される。無論、その大綱は、一六世紀の統治原理である「彼の領域では、彼の宗教」にはかならなかつた。それは、「至上令」や「統一令」の制定に示された通りである。しかし大陸諸国の君主とは異なつて、基本方針の実施に当つては、少なからぬ手心が加えられたのである。すなわち女王の態度は、寛容的であり、ヒューメインですらあつた。

もともとエリザベスには、弟や姉とは似合わず、一心にこりかたまつた信条なるもの(強烈で排他的な教義、と言つてもよい)がなかつた。彼女は決して不信心ではなかつたけれども、ドグマティックではなかつた。加うるに若かりしころの体験——君主の交替とともに起つた目まぐるしきオフィシャルな教義の動搖——は、彼女をして宗教問題についていちじるしく懐疑的ならしめたと考えられる。この結果、王位を継いで、自ら万機をつかさどるよう

になつてからも、国民の信仰に關しては妥協を旨とすることとなつた。カトリック教徒に対しても、彼らがエリザベスの國家に忠実である限り、その信仰を黙認した。今日の研究は、まじめで善良な旧教徒が、信仰取締りの対象から免れて安全であつたことを示している。一つの事例を掲げておこう。かつてエイルマー司教は、女王側近の重臣ウォルンガムに警告したことがある、「女王が断固たる意志をもち給うように、計らねばなりません。そうでなければ、何一つとして実現されません。』(Op. cit. p. 12)と。ここでいう「断固たる意志」とは、カトリック教徒を抑えるための「意志」である。してみればエイルマー司教にとつては、旧教徒の取締りを徹底的に実施するだけの決意が、女王からうかがわれなかつたにちがいない。恐らくは、「左」の異端たるピューリタンについても、同様のことが言えるであらう。彼らが女王の信ずる國家観と衝突しない限り、その信仰を脅かされることはなかつたと思われる(ただし前の条件が実際にむずかしくなつていったのは、ピューリタンが司教制度に反対し、ひいては君主制國家の觀念そのものとも衝突するに至つたからである)。スペイン國王のフィリップ二世とは相異して、カトリック教徒やピューリタンの靈魂がどうなるかは、エリザベスにとつて、主たる関心事ではなかつた。大切なのは、ナショナル・ユニティの一

事である。無論、信仰の統一が円滑に実現可能であるならば、それにこしたことはない。しかし諸外國の実例から見ても、またイギリス自体の経験から見ても、その試みが逆にナショナル・ユニティを遠くに押しやる例が多くある以上、寛容の態度をとつて、ある程度の自由を黙許しながら、女王と國家への忠誠を異端からかちとるのが賢明な策である。約言すれば、フィリップ二世には、*unity* を犠牲にして、*uniformity* を求めるといふ傾きが見られた。これに反して、エリザベスは、*uniformity* を犠牲にしても、*unity* の実現を計つたのである。

まことに「國家統一」こそは、エリザベスにとつて、何ものにも代えがたい財宝であつた。独身の女王として生涯を送り、後継者の指名をためらつた理由もそこにある。イギリス人の誰かを夫に定めることは、必ずや反対派の羨望と憎悪を増大せしめ、国内分裂を招くことになりかねない。というのは当時のイギリスは、まだまだ党派的であり、そのユニティも安定したものではなかつたからである。また國外に夫を求めることは、一六世紀の複雑な國際關係のうちで、イギリスをいざれか一方の勢力に釘づけにすることに成り、これまたイギリスの安全を脅かす可能性がさぶる大きい。特に当時の西歐各國が、旧教と新教との兩陣營に分れてゐた事実を思い起すならば、場合によっては、兩陣營のどち

らかに味方して、戦うことを余儀なくされるであろう。このような計算のもとに、人一倍慎重なエリザベスとしては、結局ニーニティのために、ときには心の奥深く芽ばえた恋情をもなげすめて、孤独の生涯を選ぶとよりほかなかったのである。後継者の決定をひきのばしたのも、もとより同一の理由からである。それほどに貴重なニーニティであってみれば、他の君主にとって大切なユ一ニフォームティなど、二の次であつたであろう。第一次的なものが、第二次的なものから区別されねばならない。そこにエリザベスのステイツマンシップがあつた。パーレー卿をはじめとする重臣たちの賢明さも、そこにあつた。またテューダー・ヒューマニズムの精神が、そこにあつた。すなわちエリザベスとその側近は、当時のフランスにおける「politique」の立場に位置したと見るべきであろう。

前述したように、エリザベス朝においてかためられた「ナショナル・ユ一ニティ」は、君主を頂上にいたたく有機体的構成をとつており、権威主義的性格の非常に濃厚なものである。そして国民生活のはしほしについてみても、政府の干渉・規制がいちじるしかった。しかし万事が、政府の意図する通りに運ばなかったことは、事実である。エリザベスの政府には、その意志を国民全般にくまなくおしつけうるだけの実力も、また機構も、欠如してい

たからである。このために、極度に権威主義で圧制的な政府のもとにあつても、国民の自由が救われたのである。けれどもエリザベス朝が、一六世紀という専制的な時代にあつて、自由の残存のために貢献したのは、ただそれだけではなかつた。女王は、政治の実際において、当時の君主には珍しいほど、寛容な態度を示したと言われている。特に宗教面に関して、それがよく現れていた。このことはすでにくわしく述べた通りであるが、重ねてここで、ときには熱心な国教派僧侶の不满を無視し、あるいは側近の反対を押し切つてまで、トレランスが守られたということだけ指摘しておこう。

このようなエリザベスの統治の成果が遺憾なく発揮されたのが、一五八八年における、アルマダとの決戦である。何ゆえに、このような結びつきが可能となるのであろうか。再び言う、エリザベスの国家統一は、信仰の自由、広義に解釈して精神面での自由を認めたいうえでの統一である。これに反して、フィリップの統一は、良心の自由を庄殺したうえでの、すなわち聖俗両面にわたつての苛酷、かつ厳格な統一である。統一のありかたにおける、かかる相違がもつたことによって、英仏海峡での勝敗が定まつたと考えても、一面の真理を示すことになるであらう。というのは、海戦に必要なものは、individualism と flexibility とであるからである。

もう少し詳しく言えば、予測不可能な風を御し、未知の海上で戦闘を行なうためには、主導性とか、柔軟性とかの能力が、陸戦の場合よりも多分に要求される。しかもこのような能力は、一方では、エリザベス治下の相対的自由を許す環境のもとで、十分に養成されたのに反し、他方では、フィリップ二世治下の完全な不自由のもとで、ほとんどまったく庄殺されてしまったのである。

従って一五八八年の勝利は、*"unity in diversity"* の *"unity in uniformity"* に対する勝利であった、と言えるであろう。換言すれば、ある程度の精神的自由を許したうえでエリザベスの統一が、イギリスを守るためのすばらしい武器になったと考えられるであろう。(以上の所論は、ハーストフィールド教授によつたものである。論旨にやや無理があると思われるが、興味を感じたので、一応紹介しておいた。(Eliz. I & the unity of England, pp. 154-55).)

三

「一五八四年という年は、戦端の開かれる直前の年であった。「めつたに病気がない」と言われた時期もまた、過ぎ去りつつあった。イングランドは、失業・飢餓・疾病の一期間に入りつつあった。そして投ぜられた影が長くなるのにもなつて、女王は不

案内の諸問題に、熟知せざる状況下で、直面することを余儀なくされた。」以上は、ハーストフィールド教授の著書から引用された一文であるが (Eliz. & the unity, p. 158)、八〇年代における情勢の変化を、簡潔に物語っていると思う。イギリスにとって栄光の年である一五八八年において、エリザベスの統治の体制は、すでに齡^{よわ}三十歳を数えていた。そろそろ破綻^たがはじまっても、しかるべきころである。アルマダに対する勝利は、フィナーレにわく、一時代の輝しい終幕を物語る。それと前後して早くも、摸索の新しい時代がはじまっていた。言うまでもなく、エリザベスにとつては、その使い馴れた武器をもつて、たやすくは処理し得ぬ事態が出てきていた。

テューダー・システムの破綻は、表面的にはまず、外庄によつてひき起されたと見てよいであろう。その端初となったものは、一五八四年七月一〇日における、オランダ独立運動の指導者ウィリアム統領(沈黙公)の暗殺である。この報は、女王にとつて、その側近の重臣にとつて、また議会のメンバーにとつて、きわめてショックな知らせであった。というのは、同一の運命が、ユニティの中心に位置する女王を襲うことがない、と何人が保証できようか。女王はこれまで、何度も危険を免れてきた。しかしウィリアム公とても、同様であった。そして最後に襲いかか

た不吉な魔手からは、ついにのがれられなかったのである。エリザベスとしても、どこまでその安全が期せられるかは、疑わしい。女王なきのちに、いかなる事態が生ずるか。スコットランド女王メアリーは、有力なる後継者として名のり出るであろうし、メアリーを嫌悪する人びとは、決して臣下としての服従を肯んじないであろう。結果は内乱であり、ユーニティの崩壊である。

危険は、そればかりでない。かりにオランダ人が、指導者を失ったことよって、意気沮喪し、優勢なスペイン軍の軍門に降るならば、脅威はただちにエリザベスの膝下にも及ぶ。フィリップ二世は、ネーデルランドからイギリスの心臓部に、匕首をつきつけることになるであろう。加うるに、フランス国内におけるスペイン勢力の増大によって、フィリップは大いに気をよくしている。エリザベスの安全保障体制は、瓦解の危機に直面したというよりほかない。

ウィリアム統領の暗殺がひき起した波浪からイギリスを守るためには、第一に女王自身の安全が計られねばならない。このために親衛隊が増加され、女王殺害の陰謀を未然に防ぐために、広範にわたるスパイ網が入念に張りめぐらされた。またメアリーへの監視が一段ときびしさを加え、彼女の動静は細大もらさず、当局者に伝えられることとなった。さらに重要な事柄としては、前

掲の法令(3)からうかがわれるように、国内のカトリック教徒に対する取締りを嚴重にしている。すなわちこの法令の意味する所は、結局、イギリス国内におけるカトリック系聖職者の絶滅、また弥撒及びそのほかのカトリックの諸儀式全部の排除ということである。ここに至って、上述したような寛容を旨とするエリザベスの宗教政策は、過去のものとなった。八一年の法令にあつてもい

まだ、信仰の自由の余地は残されていた。しかし八五年の法令に至ると、恐らくは不承不承のことであつたと思われるが、女王はついに、良心の自由を伝統的な宗教形式によって表明することを禁止する立場に追いこまれてしまったのである。当時において、スペインに連なるジュスイット派の動きが、いかに恐怖すべきであつたかを思うべきである。彼らはいわば、国内における第五列である。生命を賭して、異端の女王を殺することに、むしろ使命感を見出だしている。しかも王国全体の統一と幸福とは、女王一身の安全と維持とにかかっているのである、今やイギリス国内のカトリシズムは、弾圧されねばならない。すなわち「ユーニフォーム・ミティ」が、もつと徹底した形で、実施されねばならない。政治的な危局にはまりこんだエリザベスは、即位以来の柔軟な態度を改めるように強いられた。イギリスの安全を計るためとはいえ、われわれはここに、エリザベスの動揺を認めることになる

のである。

しかし国内における立法とは別に、イギリスを守るためには、ネーデルランドからイギリスをねらっている刃を、スペイン人に突き返さねばならなかった。もっとも賢い策は、イギリス防衛の戦を異国の土地で試みることである。フィリップの軍隊がつきつぎとオランダ独立軍の残党を討滅し、他方では海峡横断の準備を進めてゆくのを坐視するよりは、オランダ人の積極的な味方になって戦うことである。平和主義的で外交的な折衝を得意とする女王も、ついに独立軍の援助を決意した。八五年一二月、約六千人の軍隊が、レスター伯の指揮下に、海峡を越えてオランダに進撃したのである。

これはまさしく戦争であった。もしもわれわれがエリザベスの治世における転換点を求めるとすれば、その時点がここに見出される。外交的手段によって安定と事なきを維持したいという女王の希望は、今や水泡に帰した。以後の治世では、緊張が連続し、女王は再び平和をつかみ得ないことになるであろう。九〇年代に入れば、ブルボン家のアンリを助けて、スペインとの戦をフランスでも反復することを余儀なくされ、九七年にはアイルランドで反乱が起る。そして災厄の最後は、女王の寵臣エセックス伯の謀叛であった。

オランダへの出兵とともに、女王の財政政策は、大きく動揺した。女王がこれまで主義としていた所は、できる限り出費を切り詰めて、恒常的な収入内でやりくりしてゆくことであった。すなわちそれは、可能な限り、議会の協賛を必要とする租税なしで財政をたててゆくことであり、臨時的な課税をできるだけ制限することであった。女王が議会の政治的干渉を好まなかったのは、何と言っても事実であろう。財政上の援助を議会に求めた場合、議会が無条件にこれを承認するとは思われない。必ずやそこには、女王の嫌悪する、もしくは許すことのできない干渉がはじまるであろう。従って議会の通過を前提とするような課税は、なるべく回避されねばならなかったのである。しかし外交から戦争への転換とともに、事態は急迫した。二年間にわたるオランダ派兵によって、エリザベスの出費は、三十万ポンド以上に及んだ。アイルランドにおける出費が、一五六四年から七〇年まで、年額平均二万一千五百ポンド、七一年から七九年まで三万一千八百ポンド、七九年から八六年までの総額が三十五万ポンドであることを知るならば (F. C. Dietz, Eng. Public Finance, II, p. 37)、オランダの独立援助がいかに財政上の負担になったかが推察できる。そのアイルランドで九七年に勃発した反乱も、オランダ及びフランスへの武力介入によって急迫を告げていた女王の財政を、

一層墓穴に追いこむこととなった。一五九九年では、わずかに六カ月間で六十万ポンドが、アイルランドのために費されたと言われる

(J. R. Tanner, *Trid. Cons. Docs.*, p. 626, n. 3)。今や女王としては、あらゆる手段を尽くして、効果的な財源を求めねばならなかった。いわく王領地の売却、いわく強制借入 (*forced loans*)、いわく上納金 (*benevolences*)、いわく独占特許状、いわく船舶税、その他もろもろの封建的賦課 (たとえば後見権) などがそれである。しかしその多くは、大して役に立たぬ財源であるうえに、人心を失なう恐れがあり、これらの徴収を強行する限り、いつかは議会で非難を受ける覚悟が必要であった。のみならず女王としては、議会の承認を条件とする租税を、従来以上に当にしなければならなくなってきていた。すなわち幾度も議會を召集しては、補助金 (*subsidy*) とごくつかの十分の一税 (*tenth*) 及び十五分の一税 (*fifteenth*) の可決を求めたのであり、しかもその額は増大するのみであった。一五八五年以降、女王の治世が終りを告げるまで、俗人を対象とするサブシディと十五分の一税の総額は、少くとも百五十六万ポンドに達する (*Dietz, op. cit.*, p. 55)。しかし次第に議会在國王の要求にたやすくは応じられなくなってくるのは、自然の勢であり、女王の統治全般に対して批判の姿勢をかまえることとなっていった。かかる動きのきわまるどころ、

それは、一六〇一年の議会上における「独占論争」となって爆発したのである。

多数の憲政史家が説く所によれば、エリザベスの晩年こそは、君主と議会との「ハーモニ」が破れて、庶民院と女王政府とが対立するような状態が表面化してくる時期である。無論、治世の前半期においても、女王と議会との間が、いつでも協同的であったとは限らない。しかしウェントワース兄弟のような急進的議員がいても、その言動がまだ庶民院の全体を動かすには至らなかったと見るほうが正当であろう。ピーター・ウェントワースは、たしかに、「エリザベスのイングランドにおける、敗北したあらゆる大義の、もっとも忠実な戦士」であった。しかし九〇年代に入ると、情勢に、やや変化が見られるようになってくる。たとえばアメリカの憲政史家であった W・ノットスタイン教授は、庶民院内における指導的グループの所在という問題に着目して、次のように述べている。エリザベスの晩年においてすら、反対派の勢力は大きなものでなく、また全院に影響しうるほどのものではなかったけれども、委員会制度の急速な発展が、セシル及びその同僚の手から法案作成の仕事のかかなりの部分を奪取しつつあった。すなわち女王側近の顧問官たちとは変った顔触れが、法案を複製する場合、注目すべき役割を演ずるようになってきているのである。

ここに顧問官に委ねられたイニシアティヴが、従来よりも小さく
なると見られねばならぬ (W. Notestein, *The Winning of*
the Initiative by the House of Commons, p. 23.)。やや誇
張した表現を使うことになるかも知れないが、同教授の意味する
所は、庶民院自体の自主性が出てきたということである。しかし
このような傾向が本格化するのには、やはり一六二〇年代の議會で
ある。エリザベス治世の末年における議會の動きは、一七世紀へ
のプレリユードにはかならない。

ノットスタイン教授に限らず、九〇年代の議會で、オボジショ
ンの勢力が増大することは、通説として認められている。女王側
近の顧問官たちは、次第に彼らの權威を失ないつつあった。一五
九三年の第八議會がその幕を閉じようとするさい、ロード・キー
パーは女王の意を体して、この会期の間、枢密顧問官に敬意を払
うことなかつた議員たちを認責けんざいしている。今や明らかに、女王の
理解の範囲を越えた新らしい世代が登場しつつあったのである。
彼らは、女王が古くから慣れ親しんできた統治のプリンシプルを
支持することのできない世代であった、と言つてもよい。テュー
ダー・システムの崩壊は、やはり議會において、その兆が現われ
てきたのである。所でこのような通説に対して、多少とも異色あ
る見解を示すのが、サー・ジョン・ニールである。サー・ジョン

もやはり、九三年以降の議會において、変化を認める (特に九七
年以降がいちじるしい、九三年は過渡的段階と言つてよ)。し
かしそれは、氣質 (temper) の変化であり、性格 (character)
の変化であつた。より具体的に言えば、エリザベスの初期及び中
期における議會に比べて、何となく沈滞した気分がみなぎり、以
前よりも抵抗の姿勢を失つた議會——この点において通説とまさ
しく反対——となつている。ニールは議會におけるオボジション
ということが、一つの組織 (organization) に結びついてこそ可
能と考へる。しかしその組織をつくるものは、やはりイデオロギ
ーである。エリザベスの治世で抵抗のための組織をささえたイデ
オロギーは、ピューリタニズムである。所が九〇年以降ウィット
ギフト大司教の下で弾圧が強化された結果、ピューリタンの組織
は粉砕されて、信仰者相互の連繫けんせいはなくなり、このことがわざわ
いして、議會が抗弁する力も弱くなつたというのである。現に九
三年に召集された議會では、ピューリタン派の有力議員が姿を消
していた。サー・フランシス・ノーリーは、早くも九一年五月に、
自分は議會から退いて、女王の怒を避けたい、との意をもらして
いる。ピューリタンばかりでなく、一般的に見ても、議員の交替
は顕著であつた。九七年一〇月に新議會が召集されたとき、半数
以上の議員は新人であつたと言われる。経験が豊かで、また気骨

をもった議員の退場は、庶民院の空気を変えずにはおかなかった。しかもそれは、議会発展史の上から見ると、むしろ悪いほうに作用したのである。一六〇一年の議会についても、女王はあまり懸念する所がなかった。「言論の自由」の特権を賦与するさいにも、女王は、教会や女王大権に触れることがないよう、特に戒めることをしなかった。女王の心配したのは、ただ時間が空費されることだけである。女王は、庶民院の気分がすでに一新されたことを十分に悟っていたからである。所で「独占論争」をもって有名な一六〇一年の議会に関しても、ニールは、通説にすこぶる批判的である。第一にヘイワード・タッシンシンドの日誌が、通説の基礎をなしているが、その記述があまりにも生き生きとしているがために、ややともすれば読者は、実情を感動的にとらえがちとなる。しかしより冷静な目で、他の史料をも参酌しながら、これを読むならば、論議の調子が全体として「抑制されている」(be restrained) ことに気付くであろう。以前の議会における宗教論議に比較して、「熱情的」(passionate) で、「反抗的」(rebellious) なムードが、そこに見当たらないのである。第二に「独占論争」は、全く偶然的の契機から起ったもので、「組織的な準備」(organized preparation) があらかじめなされたという証拠をつかみがない。第三に独占問題は、エリザベスの言う commonwealth mat-

ters に所属し、State に関係した事柄ではない。従ってそれは、明らかに庶民院内で議論することを許された対象であった。ただ請願の形をとらずに、法案の形をとって廃止を迫ろうとした所に問題があったのである。要するに、ニールによれば、一六〇一年の議会は、憲政史上特記に値するほどの意味をもたないと結論される (J. E. Neale, *Elizabeth I & her Parliaments, 1584-1601, Part IV, v, vi.*)。

以上のサー・ジョンの見解に比べて、やはり通説に近い立場をとっているのが、ハーストフィールド教授である。教授にとつて、九〇年代のはじめにおけるエリザベスのシステムの緊張は、疑問の余地なき事実のように思われる。その緊張は結局、過大な戦費に基づく財政破綻^たから出たものであった。庶民院に対しての相次ぐ財政援助の要求は、彼らの使い古した武器の使用を、再三再四にわたり可能ならしめた。すなわち課税の承認を条件に、彼らの請願をつきつけ得たのである。加うるに課税についてのイニシアティブは、自分たちの側にあるとの意識が、次第に高まっていた。換言すればそれは、女王でも貴族院でもなくて、自分たちだけが課税を決定できるとの意識にもなりかねない。女王の統治権についての少なからぬ侵犯となるであろう (Elizabeth & the Unity of England, pp. 168-70)。このように考えるハーストフィールド

下にとつて、一六〇一年の「独占論争」は、やはり「the great parliamentary debate」であつた。ニールの言に反して、庶民院議員の多数が法案の形をとつて進もうとしたことは、限りなく重大である。請願によるか、それとも法案によるか、との問題は、決して形式についての論議のみにとどまらない。法案をもつて動けば、庶民院が公然とイニシアティブを握ることになるのである。それは、テューダー君主がこれまで許容してきた以上に、統治への大幅な関与を要求することになる。明らかに女王大権への攻撃であり、また女王自身は、かかるものとしてこれを見たのである。そして危機が深刻化するにもなつて、にわかには妥協の意を示し、「独占」の廃止に踏み切ると同時に、議会の發議を封ずることによつて、女王大権を無傷のままに保ち得たのである (Op. cit. pp. 193-94.)。

以上のように、通説とニール、またニールとハーストフィールドとの間には、若干の意見の相違が認められる。筆者は現在の段階において、いずれに軍配をあげるべきか、何とも決しかねている。ただニールの解釈が正しいとすれば、前期ステュアート朝における憲政闘争とテューダー朝との関連をいかに考えるべきであるか。エリザベス治世の前半期に、宗教問題とか、「言論の自由」の特権などの問題をめぐり、女王政府とするとく対立した庶

民院は、九〇年代の会期と一六〇一年の会期とでは一時沈滞し、ステュアート朝の君主が即位するとともに、再び活発になるといふことである。しかしそれは何ゆえか。エリザベス晩年の庶民院を消極的に評価することによつて、ステュアート朝の情勢を、降つてわいたもののように説明すると言うのであろうか。歴史的に見て、幾分かの無理が感ぜられぬでもない。われわれはニールの指摘を考慮に入れながら、九〇年代の歴史的な位置づけを、もっと精密に行なうべきであらう。ハーストフィールドも、一六〇一年の論争を誇張して評価することが、あつてはならないと言ふ。そのころピューリタンの活動家たちのスペクタキュラーな抵抗の時期は過ぎ去つて、宗教問題については、女王と国民との間に、従来以上の調和があつた。そして議員たちも、宗教的果敢よりも政治的熟慮を選びとつたのである。このゆえに女王も、議會も、議事の大部分を驚くほどの平静さをもつて処理し得たのである。ただし例外をなしたのは、国家財政をふくむ經濟問題であつた。「独占論争」は、そのもつとも顕著な表現であつた。そして經濟問題をめぐつての、女王と議會との憎悪感、また両者の対立は、ステュアート期の君主によつて継承された。加うるにこの新王朝は、宗教的不信感をもあつたがゆえに、經濟的不満と宗教的不満とが合体して、ついにチャールズ一世を王座から追放するまでに至

ったのである (Op. cit., p. 194)。このようなハーストフィールドの見方は、全体としての見通しを与えるうえで、きわめて妥当であるように思われる。

なお経済問題について付言したい。九〇年代には、イギリスの経済状態が非常に悪化した。以下はまたもやハーストフィールドに依拠することになるけれども、九四年以降連続三年間に及んで、夏季の雨量がおびただしく、穀物の不作が目立って、飢饉が蔓延し、九六年にオックスフォードシャーの農民はついに暴力的な蜂起に立ちあがった。そのうえ九七年には、実質賃銀が一三世紀と現在との間のいかなる時点におけるよりも低下し、世情をいぢるしく不安ならしめたのである。しかし女王及び側近の重臣たちは、これに対処できるだけの有効な政策を持ちあわせていなかった。そして古い手段が、またもや持ち出されたのである。インクロージャー取締りの法令が、それである。五〇年前に実施された事柄が、九〇年代にあって間に合うであろうか。女王の政府は、アイディアに枯渇していた。必要なのは、新しい政策であった。女王は、変えることを知らなかった。ただ祖父や父の用いた処置が、踏襲されただけである (Op. cit., pp. 184-5)。新しい考案方は、やはり庶民院のなかに現われた。以下はニールの貴重な指摘を借用することになるが、九七年の議会で、耕地を牧羊地に

転換することの禁止を命ずる法案が提出されたとき、ヘンリー・ジャックマンという四六歳の毛織物商人は、経済法則の動かすべからざるを主張し、「人間は刑罰によって強制されるべきではなくて、利得によってよい方向に歩ませるべきだ」と述べている (Eliz. I & her Parliaments, 1584-1601, pp. 339, 342-43)。

さらにサー・ウォルター・ローリーは、一六〇一年の議会で、「私としては、われわれの意志の通りに土地を使用すべく、人びとを強制したくない。むしろ各人をして、彼が自分でもっとも適切と思うように、彼の土地を利用させ、かくすることによって彼の思慮が働くように取り計らいなさい」と、主張している (Op. cit., p. 417)。前者は経済的合理主義の、後者は経済的自由主義の、大胆な主張である。いずれもアダム・スミスの先驅をなす考え方にほかならない。しかしこれは有機体的国家観をくつがえし、エリザベスが実行した家父長的規制 (paternalistic regulation) を全面的に否定するものであった。すなわちチューダー・システムの衰退は、かかる経済面にも現れてきたのである。

結論的に言えば、エリザベスの得意としたのは、「現状維持」である。彼女は過去からの遺産を大切にした。またその遺産を有効に使用できたことは、たしかである。しかし彼女は、何ものも自分で創始しなかった。そして、困難なさまざまな問題の解決を、

後世にひきのばし、ステューアート君主の重荷としたのである。この意味で、エリザベスの治世は、普通に言われるほど、花やかなものでなかったかも知れない。ヘロイックな時代というよりは、むしろ妥協的な保守主義、臆病な中道主義、かつ矛盾に満ちた四五年間の治世であったかも知れない。しかしただ一つ、エリザベス朝のヘロイズムを説明する事柄がある。それこそフランス・ドレイク、その他による勇敢な海上進出である。小国イギリスがスペインの海上覇権に挑戦したことは、エリザベス朝の積極性を示す唯一の事例であった。しかもこの試みは、オランダにおける戦争が多額の戦費を費すばかりで、はかばかしい効果をあげ得なかったのに反して、ずっと少ない元手^{もと}で相当な成功を収め得たのである。ここにイギリス発展の将来の方向が、予示されたと言つてよい。すなわちヨーロッパ大陸では消極的、ただし海上では積極的というイギリスの伝統的政策は、いつとはなしにでき上つて

きたのであるが、その礎石となるべき貴重な経験の一つが、ここに潜在したと見られないであろうか。

エリザベスは、その死に至るまで、ともかくもテューダー的ナショナル・ユニティを維持することができた。一六〇一年の議會で、「独占論争」の終結をつけるために行われた有名な演説 (the Golden Speech) は、女王を中心とする「ネイション」の結束を物語つてあまりある。しかし大勢としてはすでに、新しい原理の上に立つナショナル・ユニティが模索されつつあった。しかしその具体的形が見出されるためには、一度だけナショナル・ユニティそのものがくつがえされねばならなかった。言うまでもなく、一七世紀中葉のイギリス革命が演じた役割が、それにはかならない。

(大阪大学教授)

Buddhism, what kind of Buddhism was influential in Gandhara, which has been investigated through the study of Buddhist scriptures and inscriptions. Source materials of Gandhara Buddhism were not only scriptures and inscriptions but also ruins of the Buddhist temples, with many stones and sculptures of Stuko. These sculptures were under the strong influence of the Western Art away from the Indian art, so that, with much interest in this point, the relation between the Greek or Roman and Gandhara art has been mainly studied up to now.

This article, considering the change in style of the Buddhist sculptures in Gandhara, will explain the development of Buddhism in Gandhara and its relation to the Buddhist art in China.

On the Character of the Elizabethan

Age: as a dessin

by

Masahiko Uemura

What part was allotted to the Elizabethan age in a drama of English History? It was the national unity of England. In what sense was it Tudorian or Elizabethan? The monarch was situated in the pivot of the body politic and ranked first of all the estates of the realm; there could be allowed no other authority or no other power to exist than the crown; the monarch had to take the lead and give paternalistic regulations in every sphere of national life. But after the 1580's the changes in the international affairs, the economic crisis and the other serious conditions were going to bring the Tudor system of government to its collapse. The Queen and her ministers had no idea to cope with the new situation and left everything to the care of her successors who did nothing but yielding the destruction of the national unity.

Inquiry of Primitive Society in New China

—Some Problems about the *Yang-shao* 仰韶 Culture—

by

Shingo Akiyama

In the currents of the Chinese civilization, the *Yang-shao* 仰韶 culture is the important current from which it took its very rise. With the